

新宿区バレーボール連盟規約

第1版	昭和46年 4月	1971 年
第2版	平成 8年 4月	1996 年
第3版	平成16年 4月	2004 年
第4版	平成20年 4月	2008 年
第5版	令和 2年 4月	2020 年
第6版	令和 4年 4月	2022 年



新宿区バレーボール連盟

新宿区バレーボール連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は新宿区バレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟の事務連絡所は、理事長宅におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は新宿区内で活動するチームの加盟に基づいてチーム又は個人技術の向上を図り、相互の連携協力をもってバレーボール競技の普及発展に努め、区民の体位向上と親睦、理解を深めることを主目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. 技術指導講習会の開催及び指導者の派遣
3. 上部競技会への推薦
4. 公認審判員の推薦・派遣
5. その他必要と認める事業

第4章 役員

第5条 本連盟には下記の役員をおくことが出来る。

1. 名誉会長 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 顧問 若干名
5. 参与 若干名
6. 名誉委員 若干名
7. 理事長 1名
8. 副理事長 若干名
9. 常任理事 若干名
10. 理事 若干名
11. 監事 若干名
12. 会計 1名
13. 委員及び部員

第6条 会長は理事会が推薦し、本連盟を統轄し、且つ代表する。

第7条 副会長は理事会が推薦し、会長これを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第8条 顧問及び参与ならびに名誉委員は理事会が推薦し、会長これを委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、参与は常任理事の諮問に応じ、名誉委員は理事の諮問に応じる。

第9条 理事長及び副理事長は理事会の互選とし、会長これを委嘱する。

理事長は本連盟の事業を統轄し、副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。

第10条 常任理事は理事会の互選とし、会長これを委嘱する。

第11条 理事は次の各項より選出する事が出来る。

1. 本連盟に関係あるいはバレーボール有識者の中から、役員の推薦により、会長へ進言すること。
2. 本連盟の事業を理解し、中心的に協力が可能な方を役員の推薦により、会長へ進言すること。

第12条 監事は理事会の互選とし、会長これを委嘱する。

監事は本連盟の事業について、意見具申又は提案等を行うとともに、会計を監査する。

第13条 会計は理事会の互選とし、会長これを委嘱する。

会計は本連盟の会計を処理する。

第14条 各役員の任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。

欠員補充による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第5章 会議

第15条 本連盟に次の会議をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 常任理事会

第16条 総会は本連盟に加盟しているチームの代表者及び役員をもって構成し、年度の始めに会長が召集し、前年度の活動を報告すると共に当該年度の連盟事業計画を説明する。

第17条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、会計、をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、本連盟の重要事項を審議決定する。

第18条 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、必要に応じて理事長が召集し、運営事業全般について審議し、理事会より委任された事項及び会務を処理する。

なお、理事長は審議内容により、前述の構成メンバー以外の役員の出席を要請することができる。
重要事項については、理事会に上申する。

第19条 会議は構成役員の2分の1の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2をもって決する。

第6章 会計

第20条 本連盟の経費は加盟団体及び個人の加盟登録費、競技会参加費、その他の収入をもってこれに充てる。

第21条 本連盟に加盟するチームは、登録時に加盟登録費を納付するものとする。

第22条 本連盟の収支決算は年度事業終了後2カ月以内に会計監査を経て理事会へ報告し総会にて承認を受けるものとする。

第 23 条 本連盟の加盟登録費及び競技会参加費は理事会において審議し、理事会の決議をもって変更することが出来る。

第7章 組織構成

第 24 条 本連盟に次の組織をおくことが出来る。

1. 委員会 2. 家庭婦人連盟 3. その他事業遂行に必要な組織

第8章 委員会

第 25 条 本連盟に次の委員会を設置し、連盟事業の企画執行にあたる。

1. 競技 2. 審判 3. 指導 4. 総務 5. その他事業遂行に必要な各委員会

第 26 条 各委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員若干名の役員で構成する。

委員会構成員は理事会が選出する。

第9章 家庭婦人連盟

第 27 条 家庭婦人連盟は、家庭婦人を対象にした行事の企画運営を行い、当連盟の運営事業全般に対し協力する。

第 28 条 家庭婦人連盟に下記役員をおくことが出来る。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 若干名
3. 各担当部 部長 1名 副部長 若干名
4. 各担当部員 若干名

第 29 条 担当部は競技・審判・指導・総務の各部をもって構成する。

第 30 条 家庭婦人連盟構成員は理事会が承認する。

第 31 条 事業遂行組織は必要な担当者をおくことが出来る。

【付則】

1. 本連盟は別途定める規定に基づき運営される。
2. 本連盟の年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。
3. 本連盟の規約は理事会の決議により改廃することが出来る。
4. 本規約は令和4年4月から施行する。

第1版 昭和46年4月 1971 年

第2版 平成 8 年4月 1996 年

第3版 平成16年4月 2004 年

第4版 平成20年4月 2008 年

第5版 令和 2 年4月 2020 年

第6版 令和 4 年4月 2022 年